

大市長介第1188号
平成31年3月8日

指定地域密着型通所介護事業所 管理者 様
指定居宅介護支援事業所 管理者 様

大村市福祉保健部長寿介護課長
(公 印 省 略)

ADL維持等加算の算定に係る留意事項について（通知）

平素から本市の介護保険行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成30年度介護報酬改定に伴い、自立支援・重度化防止の観点から創設された標記加算については、厚生労働省告示や通知等で示されているとおりであります。今般、下記のとおり予め把握されたい算定に係る事務の流れ等の留意事項を整理しましたので、ご了知いただくとともに関係職員等への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 ADL維持等加算の概要

ADL維持等加算は、一定の要件を満たす地域密着型通所介護を提供する事業所において、評価対象期間（加算の算定を希望する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（加算の算定を希望する年度の初日の属する年の前年に加算の申出を行った場合は、申出日の属する月から同年12月までの期間。）以下同じ。）内に当該地域密着型通所介護を利用した者のADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の4月から始まる年度内（3月までの間）の地域密着型通所介護の提供につき加算を行うものである。

ADL維持等加算の算定要件については、別紙に整理したとおりであるが、評価対象期間において地域密着型通所介護が満たすべき要件（「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号。）は次の（1）から（5）までのとおりである。

- （1）利用者（当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間（（2）において「評価対象利用期間」という。）において、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。）の総数が20人以上であること。
- （2）利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月（複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。）において、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要

介護5である者の占める割合が100分の15以上であること。

- (3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第1項の要介護認定又は同法第32条第1項の要支援認定があった月から起算して12月以内である者の占める割合が100分の15以下であること。
- (4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づく値（以下この号において「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者（(5)において「提出者」という。）の占める割合が100分の90以上であること。
- (5) 評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値（以下「ADL利得」という。）が多い順に、提出者の総数の上位100分の85に相当する数（その数に一未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）の利用者について、次の（一）から（三）までに掲げる利用者の区分に応じ、当該（一）から（三）までに定める値を合計して得た値が零以上であること。
 - （一） ADL利得が0より大きい利用者 1
 - （二） ADL利得が0の利用者 0
 - （三） ADL利得が0未満の利用者 マイナス1

2 ADL維持等加算の算定対象事業者

加算の算定を希望する年度の前年度7月末日までに本市にADL維持等加算の申出を行っている事業者で、本市から送付される「ADL維持等加算算定要件適合事業所一覧表」により、ADL維持等加算算定のための要件の一部（上記1の（1）及び（2）の要件のこと。以下同じ。）に適合した旨の通知を受け、事業者により「ADL維持等加算に係る届出書（別紙19）」の活用により当該加算算定のための全ての要件（上記1の（1）から（5）までの要件のこと。以下同じ。）に合致していることを確認した上で、加算を算定しようとする年度の前年度の3月15日までに、「ADL維持等加算」を算定する旨本市に届出を行っており、その後本市から算定決定の旨受理の通知を受けた事業者

3 ADL維持等加算の申出方法

加算の算定を希望する年度の前年度7月末日までに次の①及び②の書類を届け出る必要がある。例えば、2020年度から加算の算定を希望する場合は、2019年度の7月31日までに届出を行う必要があるということである。

なお、一度申出を行い、毎年度継続して加算の算定を希望する事業者は、毎年度申出を行うことは不要であるが、加算の算定を希望しなくなった場合には、その旨本市

に申出なしの届出を行う必要がある。

また、期限までに算定を希望する旨申出がない限り、仮に加算算定のための要件に合致した場合であっても、加算の算定はできないものである。

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）

4 ADL維持等加算算定要件適合・不適合一覧表による判定結果通知

上記3による方法で本市に加算の算定を希望する旨申出を行っている事業者に対して、本市から毎年度一定時期（2月下旬から3月上旬頃）に「ADL維持等加算算定要件適合・不適合一覧表」により、ADL維持等加算算定のための要件の一部に適合又は不適合であるかどうかの判定結果を通知するものとする。

当該判定結果において、ADL維持等加算算定のための要件の一部に適合した場合は、「ADL維持等加算に係る届出書（別紙19）」の活用により、当該加算算定のための全ての要件に合致しているかどうかを確認した上で、当該加算算定のための全ての要件に合致していれば、加算の算定を希望する年度の前年度の3月15日までに、「ADL維持等加算」を算定する旨本市に届出を行うこととなる。

5 ADL維持等加算の届出方法

上記4までの内容を踏まえて、当該算定のための全ての要件に合致していれば、加算の算定を希望する年度の前年度の3月15日までに、次の①から③までの書類を届け出る必要がある。

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
- ③ ADL維持等加算に係る届出書（別紙19）

6 算定の決定通知

上記5の方法による届出内容を本市が審査した結果、適当と認められた場合、速やかに本市から届出事業者に対し、算定の決定通知を行うものとする。

7 居宅介護支援事業所や住民等に対する周知

本市の指定地域密着型通所介護事業者のうち、上記6によって算定の決定通知を行う事業者があれば、その運営する事業所情報を居宅介護支援事業所に通知するとともに、大村市公式ホームページで住民等に周知することにより、4月からの利用者の事業所の選択、居宅介護支援事業所における給付管理業務、ケアプランの作成等に支障の生ずることがないように対応するものとする。

8 参考

- 介護保険最新情報 Vol. 648
ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成 30 年 4 月 6 日
老振発 0406 第 1 号・老老発 0406 第 3 号）
- 介護保険最新情報 Vol. 657
「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 4）（平成 30 年 5 月 29 日）」
の送付について（平成 30 年 5 月 29 日事務連絡）問 7
- 介護保険最新情報 Vol. 698
ADL維持等加算算定要件適合・不適合事業所一覧表に関する留意事項について
（平成 31 年 2 月 14 日事務連絡）

大村市長寿介護課福祉保健部 施設指導グループ 連絡先 0957-20-7301

ADL維持等加算関係告示等

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)

注1 2 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ ADL維持等加算（Ⅰ） 3単位
ロ ADL維持等加算（Ⅱ） 6単位

- 厚生労働大臣が定める基準
(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)

十六の二 通所介護費及び地域密着型通所介護費におけるADL維持等加算の基準

イ ADL維持等加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 利用者（当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して六月以上利用し、かつ、その利用期間（(2)において「評価対象利用期間」という。）において、五時間以上の通所介護費の算定回数が五時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。以下イにおいて同じ。）の総数が二十人以上であること。
- (2) 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月（複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。）において、要介護状態区分が要介護三、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の十五以上であること。
- (3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の法第二十七条第一項の要介護認定又は法第三十二条第一項の要支援認定があった月から起算して十二月以内である者の占める割合が百分の十五以下であること。
- (4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して六月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づく値（以下この号において「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者（(5)において「提出者」という。）の占める割合が百分の九十以上であること。
- (5) 評価対象利用開始月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値（以下「ADL利得」という。）が多い順に、提出者の総数の上位百分の八十五に相当する数（その数に一未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）の利用者について、次の（一）から（三）までに掲げる利用者の区分に応じ、当該（一）から（三）までに定める値を合計して得た値が零以上であること。

- (一) ADL利得が零より大きい利用者 一
- (二) ADL利得が零の利用者 零
- (三) ADL利得が零未満の利用者 マイナス

ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(5)までの基準に適合するものであること。
- (2) 当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者について、算定日が属する月に当該利用者のADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出していること。

○ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等

(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)

三十五の四の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注12の厚生労働大臣が定める期間

第十五号の二に規定する期間

十五の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注11の厚生労働大臣が定める期間

ADL維持等加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)

(11) ADL維持等加算について

- ① ADLの評価は、Barthel Indexを用いて行うものとする。
- ② 大臣基準告示第16号の2イ(4)におけるADL値の提出は、サービス本体報酬の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することで行う。
- ③ 大臣基準告示第16号の2ロ(2)におけるADL値の提出は、ADL維持等加算(Ⅱ)の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することによって行う。なお、当該提出は、当該提出の月の属する年の1月から12月までが評価対象期間となる際に大臣基準告示第16号の2イ(4)によって求められるADL値の提出を兼ねるものとする。
- ④ 平成30年度については、平成29年1月から12月までの評価対象期間について、次のイからハまでを満たしている場合に算定できることとする。
 - イ 大臣基準告示第16号の2イ(1)から(3)までの基準を満たすことを示す書類を保存していること。
 - ロ 同号イ(4)の基準(厚生労働大臣への提出を除く。)を満たすことを示す書類を保存していること。
 - ハ 同号イ(5)中「提出者」を「ADL値が記録されている者」とした場合に、同号イ(5)の基準を満たすことを示す書類を保存していること。
- ⑤ 平成31年度以降に加算を算定する場合であって、加算を算定する年度の初日の属する年

の前年の1月から12月までの間に、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注12に掲げる基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合には、届出の日から同年12月までの期間を評価対象期間とする。

- ⑥ 提出されたデータについては、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。